

令和8年度海浜エリアの魅力発信事業企画運営業務 仕様書

1. 業務名

令和8年度海浜エリアの魅力発信事業企画運営業務

2. 委託期間

契約締結日から令和8年11月30日（月）まで

3. 事業目的

本市では令和5年度に、概ね仙台東部道路から東側、宮城野区の仙台塩釜港から若林区藤塚及び名取市閑上を含むエリアを「海浜エリア」と位置づけ、このエリアで活動する多様な主体の活動をつなぎ、発展させることによって、この地域の魅力を相乗的に高め、広く発信していくことを目的とした「海浜エリア活性化ビジョン」を策定した。

海浜エリアは東日本大震災により甚大な被害を受けたが、ハード面での復旧・復興が進み、現在では仙台港周辺の集客施設や防災集団移転跡地利活用事業により運営される施設や、地域で活動する団体の活動などを中心として、新たな人の流れが生まれつつある。

本業務は、海浜エリアの事業者や活動団体等との連携のもと、こうした動きをつなぎ合わせ、魅力を際立たせて発信するPRイベント（以下、「本イベント」という。）を本市中心部において開催し、海浜エリアへの来訪者の増加、ひいては本市内外の関係人口・交流人口の拡大を図ることを目的とする。

4. 事業概要

(1) 実施日時（予定）

令和8年10月3日（土）13：30～16：00

(2) 会場

JR仙台イーストゲートビル デアトリウム（宮城県仙台市宮城野区榴岡1丁目1-1）

(3) 内容

- ・上記会場のステージにおいて、海浜エリア内の事業者や活動団体等によるトークショーを行う。なお、トークショーは2部制とし、第1部は海浜エリアでの活動団体等に焦点を当てたもの、第2部は海浜エリアの施設や事業者に焦点を当てたものを想定する。
- ・上記会場内に展示パネルやPRブースを設置し、海浜エリアの施設や地域活動等を紹介する。なお、PRブースでは、施設等のパンフレットの配架に加え、地域活動の動画放映やノベルティ・食品（調理済）の配布等を含む体験型コンテンツの展開を想定する。
- ・入場料は無料とする。

(4) 本イベント来場者

- ・仙台市内～宮城県内を対象とした広報媒体を持つメディア・インフルエンサー
- ・仙台市内かつ海浜エリア外のまちづくり団体・商店街振興組合等
- ・一般来場者（主に、未就学児～小学校高学年までの子供を持つ世帯の親を想定している）

(5) 目標

- ・メディア・インフルエンサーの来場者数 5 人以上
- ・本イベントに参加したメディアでの情報発信件数 5 件以上
- ・一般来場者数：延べ50名以上

5. 委託業務の内容

(1) 実施計画・各種マニュアル作成

- ①実施計画、会場レイアウトを作成すること。
- ②運営マニュアルを作成すること。運営マニュアルには、運営スタッフの役割・配置、緊急時の対応を含めること。
- ③その他、必要に応じて本イベントの開催に必要な資料等を作成すること。

(2) 会場設営

以下の物品を調達・制作し、会場設営を行うこと。物品の調達・制作に係る費用は受注者で負担するものとするが、会場の使用料は発注者にて負担するため、本業務の経費見積額に含めないこと。会場の有料備品を使用する場合は、受注者の負担とする。

①ステージ

- ・トークショーで使用するステージ（最大で6名の登壇を想定）を設営すること。なお、ステージ本体は、発注者が負担する会場使用料に含まれる付帯備品を使用すること。
- ・ステージ上で映像やスライドを投影するための機材等を設置すること。スクリーン又はモニターは客席から十分に映像が見える大きさのものとし、プロジェクター、音響機材及び照明機器、再生機器等についても受注者で調達・設営すること。

②展示パネル・PRブース

- ・海浜エリアの施設や地域活動等を紹介する展示パネル・PRブースを制作し会場内に設置する。展示パネル5枚以上、PRブース2基以上とすること。
- ・展示パネルにはポスター等（A0判（縦）15種類、各1枚程度）を掲出する。
- ・PRブースでは、施設等のパンフレットの配架に加え、地域活動の動画放映やノベルティ・食品（調理済）の配布等を含む体験型コンテンツの展開を想定する。

③客席

- ・30席程度とする。発注者が負担する会場使用料に含まれる付帯備品を使用するが、席数が不足する場合は受注者にて調達すること。

④その他

- ・その他、本イベント開催にあたり当然に必要な備品等を用意すること。
- ・機材等の設置にあたり、必要に応じて養生を施すこと。

(3) 登壇者・司会者との調整

- ・ステージの登壇者との連絡調整と出演料の支払いを行うこと。
- ・登壇者は海浜エリアの事業者・活動団体等とし、合計で7名程度を想定する。なお、登壇者選定及び登壇依頼は発注者にて行う。
- ・ステージの司会者はフリーアナウンサーやタレントの起用を想定する。なお、司会者選定及び契約、謝礼の支払いは発注者にて行うため、本業務の経費見積額に含めないこと。

(4) メディア・インフルエンサーへの参加勧奨等

- ・メディア・インフルエンサーに対して事前に参加を勧奨し、情報発信を依頼すること。なお、参加を受諾した相手方に対し、当日の受付を行うとともに予め座席を確保するほか、本イベントの終了後においても、情報発信を働きかけること。

(5) リール動画等による本イベントのPR

- ・ウェブ媒体やSNS等で本イベントの開催を周知し、一般来場者の参加を促すこと。

(6) イベント運営

- ・ステージの運営や音響・照明・プロジェクター等の操作、登壇者のアテンド等、イベントの運営を行うこと。

(7) 制作物

①本イベントのPRチラシ

- ・A4判（縦）片面PDFデータ※
※紙への出力は不要

②本イベント当日に配布する海浜エリアのPRチラシ

- ・A4判（縦）500部（コート90kg、両面、フルカラー）※
※DTPデータの制作含む

③展示パネルの掲出物

- ・A0判（縦）15種類各1枚程度（コート135kg、片面、フルカラー）※
- ・発注者より提供する画像や文章等のデータを基にデザイン・印刷等を行うこと。
※DTPデータの制作含む

④PRブースの展示物等

- ・発注者より提供する施設等のパンフレットや、地域活動の動画放映等に関する映像素材を基に、PRブース内のレイアウトや必要な設備（モニターやスピーカー等、詳細は発注者と協議する）の調達を行うこと。
- ・ノベルティ・食品（調理済）の配布等を含む体験型コンテンツについては、受注者より提案の上で発注者と協議・決定するとともに、受注者において出展調整や当日の運営等を行うこと。

⑤映像コンテンツの制作

- ・トークショー第1部で投影する映像コンテンツを作成すること。
- ・映像コンテンツは、本イベントの司会者が海浜エリアの施設を紹介する内容とし、ロケ等を踏まえて5～6分程度のもの2本の製作を想定するが、具体的内容・取材先を発注者と協議の上決定すること。
- ・映像コンテンツの制作に伴って発生する司会者への謝礼の支払いは発注者にて行うため、本業務の経費見積額に含めないこと。

(8) 本イベント後のフォローアップ及び効果測定

- ・本イベントの終了後において、海浜エリアの認知や来訪を促進する手法とともに、認知者数や来訪者数を計測する方法について検討し実施すること。

(9) 実施報告の作成

- ・本イベント及びフォローアップ終了後、実施結果を取りまとめて報告書を作成し、電子ファイル（PDF形式）で提出すること。

(10) その他

- ・必要に応じて、イベント保険に加入すること。

6. 業務実施にあたっての留意事項

(1) 著作権に関する事項

- ・本業務において制作された成果物に係る著作権は、発注者に帰属するものとする。
- ・本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- ・本業務の履行にあたって生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の履行中及び完了後において、発注者にいかなる費用も発生しないようにすること。
- ・著作権、肖像権等に関する問題が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、発注者はその責任を負わないものとする。

(2) 機密の保持

本業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了、または委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項及び第2項第1号の規定に基づき、本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のため、必要な措置を講じるものとする。

(4) 再委託の禁止

受託者は、本業務の処理を第三者に委託しまたは請け負わせてはならない。ただし、業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に書面にて申請し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(5) 損害等

- ・受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- ・受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(6) その他

- ・本仕様書及び契約書に定めのないものは、発注者及び受託者の協議により定める。
- ・受託者は、発注者と緊密に連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告すること。また、適宜作成原案及び関係資料を提出すること。